

船舶設備規程等の一部を改正する省令案について（概要）

1. 背景

一般的な船舶の安全については、国際海事機関（IMO）において、「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」等の種々の規則が定められているが、漁船は、一般的な船舶と異なり漁業活動も行うという特殊性を有するため、原則としてこれらの規則の適用から除外されている。

漁船の安全について定める国際約束については、IMOにおいて長年にわたり、漁船の長さのみを測定の基礎とすることで、欧州の漁船に比べてやせ形で容積の小さいアジア諸国の漁船に不利な要件を是正するなどの検討が行われ、平成24年10月、ケープタウン（南アフリカ共和国）において、「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二十二年のケープタウン協定」（以下「ケープタウン協定」という。）が採択された。

本年6月、第208回国会において、我が国のケープタウン協定への締結について承認されたところ、我が国の国内法令において、ケープタウン協定の内容を担保するため、関係省令について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）の一部改正

- ケープタウン協定の規定に基づき、ケープタウン協定の適用対象船舶（以下「適用対象船舶」という。）は、国際航海の有無にかかわらず、もっぱら漁ろうに従事する船舶等（※1）であって国際総トン数300トン以上の船舶とする旨を規定する。

※1：漁業調査船、漁業練習船等は対象外。

- 適用対象船舶の主電源、非常電源、船橋からの視界等（※2）に関する要件について規定する。

※2：船橋内から水平線を視認することができる最低範囲などについて規定。

（2）船舶復原性規則（昭和31年運輸省令第76号）の一部改正

船舶復原性規則に規定する漁船の復原性（※3）の基準が、適用対象船舶についても適用されるよう、所要の規定の整理を行う。

※3：船舶が風や波の影響により傾いた際に、転覆せずに元の姿勢に戻ろうとする性能。

（3）船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）の一部改正

- 適用対象船舶の中間検査の時期について、船舶検査証書の有効期限の起算日から21月を経過する日から36月を経過する日までの間と期間を短縮する。
- 船舶検査証書の有効期間の延長事由及び船舶の事故等報告の規定について、適用対象船舶に関する所要の規定を整備する。

（4）海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）の一部改正

ケープタウン協定の要件に適合していることを示す国際漁船安全証書及び国際漁船免除証書の交付に必要な手続き及び有効期間等について規定する。

（5）船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）の一部改正

適用対象船舶の防火構造に関する要件については、別途改正を行う漁船特殊規程（昭和9年逓信省・農林省令）において措置することから、船舶防火構造規則第3章の2の規定の適用対象から適用対象船舶を除外する改正を行う。

4. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年3月

施 行：ケープタウン協定が我が国において効力を生ずる日